

## ビッグ・バンと協同金融

平石 裕一

(東京都/協同金融研究会・事務局長)

### ビッグ・バン構想の実現に向けて

11月14日、橋本総理は「わが国金融システムの改革」案として、「5年後の2001年までに、不良債権処理を進めると共に、わが国の金融市場がNY・ロンドン並みの国際金融市場となって再生することを目指す。そして、その3原則として「市場原理が働く自由な市場に」「透明で信頼できる市場に」「国際的で時代を先取りする市場に」を掲げ、銀行・証券・保険分野への参入促進、各種手数料の自由化、デスクロージャーの充実・徹底、会計制度の国際標準化等の具体化を指示した。

この改革提言は、既に経済審議会行動計画委員会金融ワーキンググループが、96年10月に発表した「わが国金融システムの活性化のために」の内容に基づいたものである。それによれば、国際的な「大競争」の波が金融におよび、金融機関が自らの生き残りをかけて熾烈な企業間競争を繰り広げているのと同じように、各国の金融システムの間では、「制度間競争」あるいは「市場間競争」が繰り広げられている。それなのに「相対的に劣化する日本の金融システム」は、「バブルに酔いしれ、宴の後始末に追われて、最近10年間の劇的な変化の時代を結果的に無為に過ごした」。それ

を取り返すために「幅広い競争の実現」として、「業務分野規制の撤廃、金融持株会社の解禁、証券取引法の改正と資産管理・運用サービス業の導入」など詳細に改造方策を答申している。

—また、大蔵省の「新しい金融行政の在り方について検討するプロジェクト・チーム」は大蔵行政への批判を総括して、「金融行政の基本的な役割は、市場の自由な働きを通じた金融の効率化を実現するための環境作りを行い国民経済の発展に資すること、並びに信用秩序の維持と預金者・契約者・投資者の保護を図ることにある」「競争制限的な規制や競争力の弱い金融機関の保護を通じて金融システムの安定化を図るといった考え方は、効率性を犠牲にし、時代の変化に適応できないものであり、もはや適当で無い」と言い切っている。

### 協同組織金融機関への挑戦

ビッグ・バン体制の確立の図面はこの三者の提言をすり合わせるとはっきりと構想が読み取れる。協同組織金融機関にとっては21世紀に生き残るためにタタキ付けられた挑戦状とって過言では無い。世界市場での戦いを制覇するには、より巨大な資本の集中と効率化が必要であり、そのスピードが邪魔になるような金融機関は「適応力がない」から早々に消え去るのがわが国経済の繁栄のためであると宣言しているからである。この「競争力の弱い」「時代の変化に適応できない」金融機関とは、信金・信組・農協・労金など協同組織金融機関を指すのか。そして、それらは20世紀末で社会的な役割が終わったというのだろうか。21世紀に生き残るにはビッグ・バンの中にしゃにむにビルトインされるべく規模と体質を改善しなければならないのだろうか。それとも伝統的な協同組織性を自覚して特色発揮に集中することによって、ビッグ・バン体制のなかで光る存在足り得るのだろうか。いずれにしろ大いなる決断が迫られる1997年になるだろう。

ところで、金融システム改革論議がなされている傍らで、その受益者たるべき一般市民や中小企業はどのような状況に置かれているのだろうか。東



京の清瀬市にある「さくら銀行旭が丘出張所は96年3月に、無人の自動預金機だけにして有人窓口を廃止すると利用者に通知してきた」。これを巡って住民側と公団側と銀行側で廃止をめぐる年末まで交渉が難航しているとの報道がなされたが、銀行の経営合理化によって非採算店舗の廃止縮小はこれまでもあったが、このような企業の論理と住民の論理の対立はビッグ・バンへの体制改革が進むほどさらに激増するのではあるまいか。

金融問題では無いのが、日産座間工場の移転問題、東北アルプス電気子会社の工場廃止問題など「国際的な大競争」に打ち勝つための大企業側の論理がまかり通っている反面、住民・中小企業・地域の論理が打ち負けているのが現実であろう。地域との共生が叫ばれ、経済団体連合会においても企業行動憲章が改定され（12月17日）10原則が決められた中に、「環境問題に自主的・積極的に取り組む」「良き企業市民」として積極的に社会貢献活動を行う」とうたわれているのだが。

これに対して、中小企業家同友会全国協議会は「(大企業の)工場移転、閉鎖などの計画段階から地方自治体と協議するルールづくりの制度化」「撤退、移転の影響をマイルドにし、その後の地域振興プランを保証させるもの、例えば数年間地域振興債権引き受けの義務化」「進出時負担した公共経費と事業所税・固定資産税など減免措置相当分の返却」など提言しているが、このことは、金融システム面でも同様に大銀行などの合理化による被害を食い止めるために必要ではあるまいか。さらには、地域社会に対する金融機関の最低義務としてアメリカのCRA (Community Reinvestment Act) に準じて、低所得者層向けや小零細企業向けローンの実行義務づけ、一定範囲内の窓口常設義務などのルール化が必要ではなからうか。つまり、金融秩序の公正化という分野が欠落しており、借入者の経営・生活権に対する保護も考慮されてないなど、「金融効率化」という企業本位が大手を振っており、それが21世紀においても反省されない傾向だからである。

## 地域保本法や協同組織金融機関法の制定運動を

したがって、協同組織金融機関はこれらの企業防衛や市民の健全な生活保持の立場に立ち、21世紀をこれらの人々が安心して迎えられるように社会的な義務と責任を果たすことが期待されよう。また、それを保障する制度と体制の確立にむけて努力することが必要ではあるまいか。

地域社会の健全性・持続可能な発展を保証するようなルール（例えば地域保本法）化への努力、そして金融システム改革の一環として大蔵省の分割化が論議され、従来の縦割り行政が崩れて、監督・検査機構が分離される可能性が出てきたが、組織問題が先行して、その中身が後回しになっているのに対して、監督・検査の対象になる信金・信組・農協・労金の協同組織制度についてルールの一元化などが検討されてしかるべきだろう。

問題点として提案すれば、農協中央組織にビルトインされている監査機構がなぜ他の協同組織金融機関にはないのか、同じく回転出資金制度、準組合員制度などチェックすれば問題はまだまだあろう。監督・検査の一元化を機会に是非とも欧州の統一協同組合法など参考にして、市民・中小企業・農民の立場を守る包括的法律や体制を各業態が連帯して実現に乗り出して欲しいものである。